

# 令和4年度の審議対象事業及び審議スケジュールについて

## 川崎市の公共事業評価制度

- ◆ 国庫補助事業等の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業所管局において、国の規定等に基づき、事業評価（再評価及び事後評価等）を行う。

(再評価)

- 費用対効果（B/C）等を用いて事業評価を行い、評価の視点（①事業の必要性、②事業進捗の見込み、③コスト縮減や代替案立案の可能性など）を踏まえ、本事業における今後の対応方針（継続、事業手法等を見直して継続\*、中止）を判断する。

※評価の視点①②がともに継続が妥当と判断される必要がある。

(事後評価)

- アウトカム指標などを用いて事業効果の発現状況等を評価する。

## 川崎市公共事業評価審査委員会の概要

### 1. 設置趣旨

- ◆ 本市における国庫補助事業等の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、附属機関設置条例に基づき、第三者（学識経験者）で構成する「川崎市公共事業評価審査委員会」を設置。

### 2. 委員会の役割・所掌

- ◆ 川崎市が実施した事業評価の結果が客観的かつ公正な評価方法等に基づいたものであるかについて、専門的視点（透明性、客観性、公正性）に立った審議を行い、審議結果（附帯意見を含む）を市長に具申する。

## 令和4年度の審議対象事業

### 1. 再評価

事業名	事業所管局
① 国庫補助事業「川崎港浮島地区 廃棄物海面処分場整備事業」	港湾局
② 国庫補助事業「川崎市三沢川地区大規模雨水処理施設整備事業計画」	上下水道局
③ 国庫補助事業「連続立体交差事業 京浜急行大師線」	建設緑政局

### 2. 事後評価

事業名	事業所管局
① 社会資本総合整備計画 「川崎市内における道路施設の計画的な老朽化・地震対策の推進（防災・安全）」 「川崎市内における駅へのアクセス向上に資する道路整備」 「川崎市内における安全・安心な交通環境の整備（防災・安全）」	建設緑政局
② 国庫補助事業 「国際競争拠点都市整備事業（羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域）」	臨海部国際戦略本部

## 令和4年度の審議スケジュール

- ◆ 令和4年度の審議対象事業における審議スケジュールは下表のとおり。
- ◆ 特に、再評価③（国庫補助事業「連続立体交差事業 京浜急行大師線」）については、市民影響等が大きい大規模な投資事業であることから、市が実施した事業再評価の結果の妥当性等を御審議いただくに当たり、十分な審議時間を確保する必要があることから、評価委員会を2回開催し、審議いただく。

審議対象案件	令和4年度		
	11月	12月	1月
●再評価① ●再評価② ●事後評価①	評価委員会（1日）	審議結果とりまとめ	
●再評価③ （京急大師線 連立事業）	評価委員会（22日）	第1回審議における 審議結果（案） とりまとめ	評価委員会（23日）
●再評価③ ●事後評価②			審議結果 とりまとめ

**審議の進め方**

審議1回目（11/22開催）

- ・事業局から内容説明（45分程度）
- ・質疑応答（60分程度）
- ・審議内容の総括（20分程度）

審議2回目（12/23）

- ・審議1回目の補足説明及び質疑応答
- ・審議結果（案）の確認・確定